

## ○「消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある洞道等」の指定

(昭和 61 年 10 月 1 日)  
(加古川市消防本部告示第2号)

火災が発生した場合に消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある洞道等の指定を次のとおり定めたので、加古川市火災予防条例（昭和36年加古川市条例第30号）第45条の2第1項の規定により告示する。

指定する洞道とは、洞道、共同溝その他これらに類する地下の工作物で通信ケーブル等の敷設、改修工事又は維持管理のため、通常、人が出入することができるもので次の各号に掲げるものとする。

- (1) 洞道その他これらに類する地下の工作物（以下「地下の工作物」という。）のうち、電気事業者又は電気通信事業者の事業の用に供するもので、その長さ（洞道と地下の工作物が接続するものにあつては、その長さの合計）が30メートル以上のもの
- (2) 共同溝（共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律第81号）第2条第5項に規定する共同溝をいう。以下同じ。）並びに共同溝に接続する洞道及び地下の工作物
- (3) 前2号以外で消防長が特に必要と認める洞道等